

郡山市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例をここに公布する。

平成28年 3 月 24 日

郡山市長 品 川 萬 里

郡山市条例第28号

郡山市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条の2第1項の規定に基づき、郡山市消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）の組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項について定めるものとする。

(名称及び位置)

第 2 条 消費生活センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
郡山市消費生活センター	郡山市朝日一丁目23番7号

(所掌事務)

第 3 条 消費生活センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 消費者安全の確保（法第2条第3項に規定する消費者安全の確保をいう。以下同じ。）に関し、事業者に対する消費者からの苦情に係る相談に応じること。
- (2) 消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情の処理のためのあっせんを行うこと。
- (3) 消費者安全の確保のために必要な情報を収集し、及び住民に対し提供すること。
- (4) 福島県との間で消費者事故等の発生に関する情報を交換すること。
- (5) 消費者安全の確保に関し、関係機関との連絡調整を行うこと。
- (6) 前各号に掲げる事務に附帯する事務及び郡山市民の消費生活を守る条例（平成10年郡山市条例第9号）の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(職員)

第 4 条 消費生活センターに必要な職員を置く。

(消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理)

第 5 条 消費生活センターは、第3条各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。